

令和2年1月17日

土 木 部

## 世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

### ( 付議の要旨 )

自転車の安全利用を促進するため、「世田谷区自転車条例」の一部を改正する。

### 1. 主旨

自転車の安全利用を促進するため、また、区の自転車施策の実情に合わせた対応を図るため、次の各項目について「世田谷区自転車条例」を改正する。改正にあたっては、改正素案に関する区民意見募集を実施し、あわせて周知に努めた。

- ( 1 ) ヘルメット着用の義務化
- ( 2 ) 自転車点検整備の努力義務化
- ( 3 ) イヤホン、スマートフォン・携帯電話、傘差し等の「ながら運転」の禁止の明文化
- ( 4 ) 駐輪時の自転車の施錠努力義務化
- ( 5 ) 駐輪場内放置・不正使用者への対応の明文化
- ( 6 ) 自動二輪車の自転車等駐車場使用についての特例
- ( 7 ) 放置自転車の撤去までの期間の短縮
- ( 8 ) 車体への記名義務廃止
- ( 9 ) 警察への盗難届提出による撤去手数料免除基準の変更
- ( 10 ) 引取りのない撤去自転車等に対する措置の明文化

なお、ヘルメット着用、自転車点検整備については、東京都が以前から条例により努力義務化を図っており、また、今年度の条例改正により保険加入について義務化したところである（令和元年9月改正、令和2年4月施行予定）。これを踏まえ、区条例の改正にあたり、条例文については都条例と重複を避けるが、改正内容の区民周知については、区民にわかりやすいよう、都・区の区分を示しながら、両者を一体のものとして示す。

## 2. 改正内容

### (1) ヘルメット着用の義務化

13歳未満の子どもの着用については、道路交通法で保護者に対し努力義務が課されているが、事故時の重度化防止のため、保護者及び13歳未満の子どもを同乗させる自転車利用者への義務化を条例により実施する。また、高齢者について、ヘルメット着用を努力義務化する。

なお、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、すでに自転車利用者に対する着用の努力義務、高齢者の着用に関する家族の助言の努力義務等について規定しており、これらについては条例文として記載しない。

### (2) 自転車点検整備の努力義務化

自転車利用者、自転車使用事業者、自転車貸出事業者に対し、自転車点検整備の努力義務化し、自転車本体の安全性向上と利用者の意識向上による事故防止を図る。

### (3) イヤホン、スマートフォン・携帯電話、傘差し等の「ながら運転」の禁止の明文化

これらの「ながら運転」は道路交通法及び東京都道路交通規則で禁止されており、本条例においても、自転車利用者は「道路交通法その他の法令を遵守する」と定めているところではあるが、今回の区民意見募集結果及び近年の自転車事故などの実情を踏まえ、区条例にも明記し、さらに法令の遵守の周知徹底を図る。

### (4) 駐輪時の自転車の施錠努力義務化

自転車盗難は平成30年中に区内で約2,400件発生しており、その6割が無施錠であることから、駐輪時施錠の努力義務化により防犯意識を高め、盗難防止を図る。

### (5) 駐輪場内放置・不正使用者への対応の明文化

駐輪場の不正使用に対し、指定管理者が使用制限できる規定の追加により、公平・公正な自転車等駐車場の運営管理を行う。

### (6) 自動二輪車の自転車等駐車場使用についての特例

自転車等駐車場に管理上支障のない場合等に、特例として自動二輪車を駐車させることができる規定を設ける。

### (7) 放置自転車の撤去までの期間の短縮

事故の防止と良好な道路環境の確保のため、放置禁止区域外における撤去までの期間を現状の7日から3日に短縮する。

### (8) 車体への記名義務廃止

社会通念の変化を踏まえ、個人情報保護の観点から、自転車等の車体へ自己の住所・氏名等の明記義務を廃止する

( 9 ) 警察への盗難届提出による撤去手数料免除基準の変更

放置禁止区域内において、これまでは「撤去の前日まで」だった盗難届の提出期限を「撤去前まで」とすることにより、放置禁止区域外と同様の取り扱いとする。

( 10 ) 引取りのない撤去自転車等に対する措置の明文化

引取りのない撤去自転車等の処分方法については、現在「撤去自転車等売却要綱」のみの規定であるため、売却処分を含め、条例で規定する。

( 11 ) その他

自転車損害賠償責任保険への加入の義務化については、すでに「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、東京都全体を対象に義務化が図られるため、区条例では記載しない。

3 . 改正による効果

条例の改正とともに、事業者、自転車小売業者、自転車貸出事業者、学校設置者等と連携して啓発を進めることにより、自転車事故の防止と軽度化、事故の被害者及び加害者の救済、交通安全意識の向上等を図る。

4 . 区民意見募集の実施結果

別紙 1 「『世田谷区自転車条例』の一部改正（素案）に対する区民意見募集の実施結果及び区の考え方」のとおり

5 . 条例（素案）から条例（案）への変更点

「 2 . 改正内容 （ 3 ）イヤホン、スマートフォン・携帯電話、傘差し等の「ながら運転」の禁止」の追加

6 . 新旧対照表

別紙 2 「新旧対照表」のとおり

7 . 今後のスケジュール（予定）

|        |       |                                        |
|--------|-------|----------------------------------------|
| 令和 2 年 | 2 月   | 公共交通機関対策等特別委員会<br>( 区民意見募集結果・改正条例案報告 ) |
| 令和 2 年 | 3 月   | 第一回区議会定例会（改正条例案提案）                     |
|        | 4 月   | 改正条例の施行（ヘルメット義務化を除く）                   |
|        | 1 0 月 | 改正条例の施行（ヘルメット義務化）                      |